

“地産地消の憲法学” 模索 (その一)

—自衛隊イラク派兵違憲確認訴訟 (宇都宮地裁判決から名古屋高裁

判決まで) を手がかりに—

杉原弘修

I はじめに

2008年4月17日、名古屋高等裁判所において「自衛隊のイラク派兵差止等請求控訴事件」の控訴審判決が出た(注1)。本判決は、名古屋を中心に市民ら千百人が、自衛隊のイラク派遣の差止めや慰謝料を国に求めた訴訟の控訴審判決である。原告が求めていた請求自体は一審の名古屋地裁と同様に棄却し、これを認めなかったのが原告敗訴の結果になった。しかし、判決の中身では、航空自衛隊が多国籍軍の兵士を空輸しているバクダッドを「戦闘地域」と認定し、この行為が「他国の武力行使と一体化した行動であり、憲法九条などに違反する」として、空輸活動を憲法違反であると判断した点が注目されている。

日本弁護士連合会(会長 宮崎誠)や愛知県弁護士会(会長 入谷正章)は、直ちに、本判決は「歴史的意義を有する画期的な判決である」との声明を発表した(注2)。これに対して、政府の町村信孝官房長官は、「バクダッド飛行場などは非戦闘地域の要件を満たしており、納得できない。自衛隊の活動は継続する」との見解を示した(注3)。

しかし、被告である国の側は法律的・形式的には裁判に勝利しているため、この高裁の判決を覆す方法はない。そのため、「最終決定は最高裁にあり、それを封印するような違憲論展開を行うことこそ憲法違反だ」と、判決に怒りをぶつける衆議院議員がいる一方で、高村外相のように「裁判所の判断が行政の判断に優越するのは、主文と主文を導き出すのに必要な部分。それ以外で何かいったからといって、行政を何ら拘束するものではない」(注3)と静観する見方もある。

この判決の違憲判断に対する分析については次回の機会に譲ることにして、本稿(“地産地消の憲法学” その一)の目的は、日本の各地で同様に提起されてきたイラク差止め訴訟の経緯(注4)、とりわけ、いわゆる「栃木訴訟」と呼ばれている「栃木・自衛隊イラク派兵の差止・違憲確認・損害賠償請求訴訟」について検討することである。

* * * * *

表題にある“地産地消の憲法学”というのは、無論比喩的な表現であるが、憲法9条のように極めて国家的な、日本の政治や社会にとって包括的なテーマが、イラク訴訟を通して地域と密接につながって行くという現実を表現する比喩である。

私は、3年ほど以前から、高校の出張講義において、「イラク訴訟」について講義を頼まれることが多い。今年もすでに11月に福島の高校からこのテーマでの講演を依頼されている。その理由としては、私自身が「栃木・イラク訴訟」の代表をしていることに因るものであろう。高校生にイラク訴訟を分かりやすく伝えるのはそんなに易しいことではない。裁判の背景・特色や判決の構造、司法制度の問題から平和主義とは何かという原理・原則の問題、どれ一つをとっても話し難いテーマばかりである。

このとき、私のサポート役になったのが“地産地消”という考え方であった。すなわち、栃木県の住民たちで、自らの手で裁判の“種をまき、耕作し、その実りを収穫する”仲間たちである。もちろん、裁判という行動の性格から、いくら大勢の市民が集まってもそうやすやすと“地産地消”というわけにはいかない。それを補助するのが法律のエキスパートである弁護士たちの能力や熱意であるし、全国で同様の裁判を展開している人々のネットワークである(注4)。

こうしたネットワークから得た情報を元に、具体的な事例を紹介することによって、難解な法律問題や裁判事象を分かりやすく解説できたということをつらつらと経験することができた。

II 最大の論点

前述の名古屋高等裁判所の判決ならびにこれまでに各地で下された地裁判決をめぐって、論じられるべき最大のポイントは、①憲法9条と自衛隊の存在そのものとの関係、②憲法9条と自衛隊の活動範囲・活動内容との関係、③自衛隊のシビリアンコントロール、④違憲立法審査権、⑤平和的生存権の実

質化、などなど多岐にわたっている。しかし、これらの論点は、戦後60年の間で無数の学者・専門家が、口角泡を飛ばして議論してきたものである。それにもかかわらず一番高いハードルと考えられてきたのが、裁判所の塀であった。なぜなら、これまで裁判所は、憲法9条と自衛隊に関する争訟については判断を避けて通るのが通例であったからである。これは統治行為論、あるいは司法抑制主義・司法判断消極主義などと呼ばれることもある。

2008年4月17日、名古屋高裁はこの通例を破った。自衛隊の活動を真正面から見据えて、その結果、違憲であるとの司法判断を下した。自衛隊の違憲については、過去に長沼ナイキ基地訴訟第一審判決（札幌地裁1973年9月7日判決）で、自衛隊を違憲とした判決が唯一つあるのみである。今回の判決はその時以来35年ぶりのことになる。

長沼訴訟の福島重雄裁判長は、最近、「合憲であれ、違憲であれ、裁判所は証拠に基づいて堂々と判断を示し、それを積み重ねることによって国民の間で議論が深まることが、法治国家のあるべき姿である。私はこうした考えから、自衛隊と憲法9条を判断の対象にすることになんら迷いはなかった。」（朝日新聞2008年5月1日15面）と述べている。さらに、「国民が関心を持たなければ、裁判官も“わざわざ憲法判断をする必要はない”と、統治行為論に逃げ込みやすくなってしまう。」（朝日新聞、同じく）との言葉には、元裁判官の言葉としてその重さを十分感じざるを得なかった。

* * * * *

まさしくその通りである。裁判に訴えてまで憲法9条の問題を追求している市民にとって、とりわけ栃木県の市民にとって、たとえ請求の内容とかけ離れた判決であったとしても、その理由が、目の前に居る裁判官によって真摯に語られたものであれば、それに服することも考えただろう。しかし、大阪地裁（2006年7月20日判決）も宇都宮地裁（2006年8月10日判決）（注6）も、その他多くの地裁が、「統治行為論」という最高裁レベルを超えようとせず、自己の判断能力を停止してしまった。これでは“地産地消”の憲法の芽が出ない。

Ⅲ こだわりの憲法9条

2004年12月14日、赤穂浪士討ち入りの日、47人の原告が国を相手に、宇都宮地裁に「訴状」を提出した。あれから4年、こだわりの栃木訴訟は、2007年12月14日をもって幕を閉じた。栃木訴訟の会代表としての私の役目も終わった。



振り返れば、このイラク訴訟の会の始まりは、2001年12月14日、宇都宮大学国際学部の1121教室で「平和ネットとちぎ結成総会」が開催され、この日、私は「憲法の現状と未来」というテーマで記念講演を行った。憲法の主要な課題は、「見直しよりも読み直し」にあることを強調した。

よく読み直してみると、憲法には多くの“こだわり”がある。例えば、日本国憲法や教育基本法（旧）の前文には、たびたび「決意」の二文字が出てくる。一昨年改正された教育基本法からは、決意の文字は消えてなくなった。

そもそも日本国憲法を作ったマッカーサーにも“こだわり”が覗える。日本国憲法は、天皇の「朕は・・・」という上諭から始まるが、この短い文章の中に「帝国憲法第73条による・・・」という言葉があるが、戦前は「大日本帝国憲法」と称していたはずなので、「大日本」という冠（かんむり）をはずしたのは、もちろんミスではなく、マッカーサーの強いこだわりだったのであろう。

日本国憲法第36条にも“こだわり”が見られる。「拷問・・・は、絶対にこれを禁ずる」としているが、日本の法令上、「絶対に」という修飾語が使われることはまずない。

自民党政府の現在の“こだわり”は、自衛隊の海外派遣である。その理由は、戦争・テロであれ、地震・洪水のような自然災害であれ、海外への派遣が重大関心事になっている。

イラク訴訟原告のひとりひとりの“こだわり”は、その意見陳述を見ればよく分かる（注7）。勝ち目は無いと分かっているにもかかわらず争ってきた理由は、平和へのこだわり、人権へのこだわり、子どもや孫たちへのこだわり、教師としてのこだわりなど、思いはさまざまである。

* * * * *

栃木イラク訴訟の担い手は、47人の原告とそのサポーターである。中でも、事務局長を務めた山口司郎氏の働きは特筆すべきものがある。惜しくも、彼は2007年12月13日に急逝したが、その遺稿に

は、「なぜ、60歳にして憲法訴訟かを、宇都宮大学の学生に講義し、その198枚の感想文を読んだことも、憲法を若い世代に伝える意味で大きな励みとなった」と記されていた（注8）。彼も、平和と環境に徹底的にこだわり続けた一人であった。

表題の“地産地消”という文字は、このような地域の思いがいっぱい詰まった熟語であり、スローガンである。

IV 2006年7月6日「弁論再開申立書」の意味

2004年12月14日、原告47人は、宇都宮地裁に提訴した。この時点で、イラク戦争では10万人を超えるイラク市民、2500人を越える米兵、多くの多国籍軍、そして日本人6名、自衛隊帰還兵6名が犠牲となった。

訴状では、国・政府が推し進めた「自衛隊のイラク派兵や多国籍軍への参加」を次の理由で、憲法や法律に明確に違反するとした。すなわち、①憲法前文にある「平和的生存権」の侵害、②憲法9条に違反し、専守防衛を旨とする自衛隊法にも違反し、③「イラク全土は戦闘地域」であり、④派兵の根拠でもある「イラク特措置法」にも違反し、⑤国際法違反の「イラク侵略戦争への加担」は、憲法98条にも違反する、という内容である。

こうした訴訟は、「札幌・仙台・東京・山梨・栃木・静岡・京都・大坂・岡山・熊本」の5800名の原告と800名を超える弁護団を結成した。この規模を考えると日本の裁判史上でもまれに見る大型重要裁判である。

宇都宮地裁での裁判は、2005年3月3日の第1回口頭弁論をスタートに、第2回・5月12日、第3回9月1日、第4回・11月17日。第5回・2006年3月16日で岩田裁判長など2名の裁判官が移動で交替となり、第6回・6月1日の更新弁論で新着任の福島裁判長は「6月1日での結審・8月10日の判決」を逃げるように告げ、「証人尋問など実質審議を要求する」原告の声を背に受けて退任した。第6回の口頭弁論まで、被告・国は、「争訟権」なしとして、裁判で答弁せず国民の裁判権を奪う戦術で対応した。原告・弁護団は、それに対して「これだけの憲法・法律・国際法違反を争訟権なし」とは、何事か、「憲法32条で保障された国民の裁判権」の剥奪ではないかと、原告の意見陳述や弁護士の準備書面などで、上記の5項目を訴え、口頭弁論を展開した。

その後、裁判所は、2名の裁判官が異動をしたことを機に、訴訟指揮を大きく変えた。

* * * * *

原告および原告等代理人（弁護士5人）は、宇都宮地方裁判所に対して、「終結した弁論を再開し、口頭弁論の期日指定」を申し入れた。申立の理由として、①裁判所は、第6回目の口頭弁論手続において、人証の調べ等の実質的な審理をすることなく、弁論を終結することを決定して、8月10日午後1時10分の判決言い渡し期日を指定した。

このことは、この予想外の急展開で、弁論再開と主張立証の機会を著しく損なうものであった。本件訴えは、国が自衛隊をイラクに派遣したことについて、それが憲法9条やイラク特措置法などに反することから、原告らが有する平和的生存権や人格的請求権にもとづいて、その違憲の確認、差し止め、損害の賠償を求めるものであることに照らして考えれば、原告らが主張する平和的生存権などの権利が、具体的なものであるかどうか、法律上の争訟性があるかどうか、原告らの具体的利益が侵害されているかどうかなどを十分に検討するのが訴訟指揮の常道である。ちなみに、これまでの審理の経過は次のようなものであった。

(1) 第1回口頭弁論（05年3月3日）：

原告らは、訴状を陳述し、被告は答弁書を陳述。

(2) 第2回口頭弁論（05年5月12日）：

原告らは、被告が、上記答弁書において、原告らが違憲確認と差し止めを求めている部分について不適法であり却下すべきであるとしていることに対する反論を準備書面（1）で行った。主として、憲法論、司法権論などから、本件の訴えには、争訟性事件性があるとするものであった。

合わせて、原告本人の立場から、自衛隊派遣に対する裁判所の具体的判断を求める意見を記載した準備書面（2）を陳述。

(3) 第3回口頭弁論（05年9月1日）：

原告らは、主張の中心をなしている平和的生存権について、その規範性を含め、全般的に内容を展開した準備書面（3）と損害賠償請求をしていることに関連で、被侵害利益等についての主張をまとめた準備書面（4）を提出して陳述。被告は、原告らの根拠の一つである人格権の侵害の主張について、これを否定する準備書面（1）を陳述。

(4) 第4回口頭弁論（05年11月17日）：

被告は原告らの準備書面（1）（3）（4）に対し、必要と認める範囲でということで行論を行い、準備書面（2）を提出して陳述。原告らは、被告に対し、請求原因に対する認否を求めるとともに、さらに原告らの主張を補強したい旨を述べた。

(5) 第5回口頭弁論(2006年3月16日)：

原告らは、被告が準備書面(2)で行った事件性・争訟性についての反論に対し、再反論した準備書面(5)と損害賠償請求に関する主張に対し再反論した準備書面(6)を提出して陳述し、被告に対し認否するように求めた。

(6) 第6回口頭弁論(06年6月1日)：

原告らは、裁判所の構成が変わったことを受けて、弁論の更新の機会を利用して本件訴えの意味するところを裁判所に知ってもらうことに重点をおいて、意見陳述を行った。

それとともに、新たに構成された裁判体の意向がわからない状態の中で、とりあえず、人証の申請と原告らの陳述書を証拠として提出した(これが立証の申し出の全部ということではなかった)。

しかし、裁判所は、これらの証拠関係についての明示的な決定をせず、かつ、次回以降の原告らの主張立証の予定や訴訟進行についての意見を求めないまま、突然、弁論終結を宣言して閉廷した。

原告らは、今後、イラク情勢の変化と深刻化についての事実主張、それらが自衛隊やわが国民の生活に及ぼす影響、なかんずく原告らの法的地位を脅かしていることについての主張、被告の主張に対する総括的反論、原告らの主張の正当性を学問的に裏付ける立証方法の提出、原告らが被っている被害についての陳述書の提出など、さらなる主張立証を予定していた。

そして、何よりも、裁判所は、人証調べを行って、原告本人らの生の声を聞くべきであったし、その中から、原告らが被っている精神的苦痛をはじめとする被害の実態をくみ取るべきであった。原告らは、このような裁判を起こして訴えざるを得なかった心情を聞いてもらいたかったのである。

当日の法廷は、裁判所の構成が変わり、意見陳述の機会が与えられていたことから、多くの原告と宇都宮大学の学生の傍聴者をはじめとする多くの傍聴人が注視している中で開かれた。

しかし、裁判は一瞬といってよいほどの短い時間で終結し、8月10日の判決を迎えることになる。

V 8月10日宇都宮地裁判決と7月13日宇都宮大学学生判決の相違点

2006年8月10日、福島節男裁判長は、原告側の訴えを「具体的争いがない」と全面的に退けた。判決は、憲法9条を根拠とした違法確認と派遣差止めの請求について、「憲法9条は国民の具体的権利を直接保障したものではない。原告と国との間で、具体

的な権利義務や法律関係に関する争いがあるとはいえない」として却下した。

裁判所の判断は、わずか5500字程度の短いものである上、原告が期待する内容は一行もなかった。長沼訴訟札幌地裁判決と類似するのが、福島という裁判官の名前だけというのは偶然というより、皮肉な一致というべきであろうか。

* * * * *

この判決に先立って、宇都宮で、ある市民裁判所の裁判が行われていた。

「自衛隊イラク派兵違憲訴訟の模擬裁判」がそれである。すなわち、2006年7月13日、宇都宮大学で行われたこの模擬裁判で、中国人2人を含む3人の学生裁判官は、宇都宮地裁より一足先に判決を出し、プロの裁判官の反応を伺った。

やや長くなるが、以下に学生裁判官の判決文を引用する。

「原告が当裁判所に訴えている内容は、要するに、平和的生存権の具体的な権利性(裁判規範性)を認めよ、ということですから、裁判所はこの点について以下順を追って判断します。」と切り出すと、「平和」の意味、すなわち「平和って何か」ということは、決して抽象的な概念ではなく、日本国憲法第9条によってもはっきりと示されています。また、「生存する権利」の意味、すなわち「地球上のすべての人間が平和的に生きていく権利」は、日本国憲法13条以下の各人権条項によって示されている。この日本国憲法の条文は、外国人が読んでも良く分かります。なぜなら、これは世界の人々が長い間、求めてきた共通の権利だからです。」とか、「私たち宇都宮大学学生裁判所の裁判官は、平和的生存権の直接的な憲法上の根拠は、条文全体にあると考えています。」「平和的生存権が生まれてからの50年間は、これまでの何百年よりも激しく時代が変わりました。特に、戦争の原因、やり方、影響は昔とはまったく違います。」「日本の最高裁は、長沼訴訟の上告審判決で、平和的生存権の主張は、判決にとって必要な議論ではないとして、平和的生存権についての判断を行うことをしませんでした。なぜ、必要な議論ではないのか、国民にはあまりよく理解されないままに現在に至っています。私たち宇都宮大学学生裁判所の裁判官もこの点について判断を求められましたので、十分に審理を尽くして国民の納得できる判断をしたいと思います。

これまでの裁判所が平和的生存権について判断をしなかった理由は、大きく三つあります。第一に、「平和」といっても、それは余りにも抽象的で漠然とし

て、具体的ではない。したがって、平和を実現する「手段方法」も人それぞれに多種多様であること。第二は、日本国憲法前文そのものも法律用語としては抽象的で、具体的な中身を示していないこと。そして、第三は、あえて平和的生存権によらなくてもこれまで実行されてきた沢山の人権規定を利用すれば、ほとんどの人権は保障されるのではないか、という理由です。

日本国憲法の規定をよく読んで見ましょう。憲法前文においては、「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意して、この憲法を確定する」と書かれています。平和の意味を、ここまではっきりと書いた憲法は日本国憲法だけです。さらに、憲法9条は戦争の全面的な放棄と戦力をすべて放棄すると定めています。ここまでの決意を示す勇気を持った国は世界中どこにもありませんでした。憲法前文や9条は、抽象的であるどころか、余りにも具体的過ぎて他国が取りたくてもとり得なかった規定ではないでしょうか。」



模擬法廷全景（宇都宮大学 1121 教室）



「最後に、本件訴訟において、原告が多くの立証に向けて全力を挙げてきた努力について、当裁判所はこれを高く評価し、敬意を表するものです。他方、被告・国が、当法廷において、ほとんど実質的主張・立証をなすことなく、形式的な主張に終始してきた

ことは、昨今、政府や小泉首相が国際社会において平和的な外交の重要性を説いて回っているその姿との余りに大きな段差に当裁判所は困惑するばかりである。

当裁判所は、「私の視点、私の感覚、私の言葉で参加します。」という「裁判員制度」(平成 21 年スタート)のスローガンにのっとり、憲法の理念を再認識し、自分の視点、感覚で、言葉で判決を書きました。以上です。」

平成 18 年 7 月 13 日 宇都宮大学 1223 号法廷

宇都宮大学学生裁判所

裁判長裁判官 張 葉

〃 ユイン

〃 高橋瑞希

以上が、法律的な知見をもたない若者の憲法論であるが、弁護団ではこの判決を証拠として裁判所に提出するという見解を述べた。

ちなみに、本模擬裁判は、ブックレット『イラクの混迷を招いた日本の“選択”』(注9)でも紹介されている。

Ⅵ エピローグ

以上、述べてきたことは、日本全国を駆け巡るイラク前線のわずか一つの定点に過ぎない。この点が、わずかずつ別の地点に移動しつつ、平和的生存権という大輪の開花を待っているようにも思える。

この前線は、南から北へ移動する桜前線とは違い、北の果ての北海道から南下してきた前線であった。北海道で最初に原告となった人は、元自民党の代議士で、郵政大臣を務めたことのある箕輪登氏であった。箕輪氏は、口頭による意見陳述の中で、「自衛隊は専守防衛を任務とするものであり、そのために志願して若い人が入隊したのです。それを侵略戦争の共犯者にするのか。小泉首相はあんまりだ。裁判官には公平な判断をお願いします。」と述べた。

その箕輪氏から栃木訴訟の会に最後のメッセージが届いた。

『何とかこの日本が
いつまでも平和であって欲しい
平和的生存権を負った日本の
年寄り 1 人がやがて死んでいるでしょう
やがては死んでいくが死んでもやっぱり
日本の国がどうか平和で
働き者の国民で幸せに
暮らして欲しいなど

それだけが本当に私の願いでした

みのわ 登 (ここは直筆)』

この香典返しの挨拶文を受け取った原告の一人、山口司郎氏も、桜の花のように散ってしまった。この小論を二人に捧げながら、つくづく平和というのはありがたいものだと思う。

【注記】

(注1) 現時点では、まだ本判決の全文公開はされていない。「自衛隊イラク派兵差止訴訟の会」のHPから以下に接続すれば全文をPDFで見ることが可能である。

http://www.haheisashidome.jp/hanketsu_kouso/

(注2) 名古屋高裁判決に対する会長声明

①名古屋高裁違憲判決に関する会長声明

昨日、4月17日、名古屋高等裁判所民事第3部(青山邦夫裁判長、坪井宣幸裁判官、上杉英司裁判官)は、自衛隊イラク派兵が憲法違反であることの確認などを求めた訴訟(自衛隊イラク派兵差止訴訟)において、判決理由の中で、「現在、航空自衛隊がイラクにおいてアメリカ兵等武装した兵員の空輸活動を行っていることは、憲法9条1項に違反する」との違憲判断を行った。

高等裁判所において、自衛隊が現に行っている活動について憲法9条1項違反が認められたのは日本国憲法制定後初めてのことであり、歴史的な意義を有する画期的な判決である。

判決では、現在のイラクの情勢について「多国籍軍と武装勢力との間のイラク国内における戦闘は、実質的には平成15年3月当初のイラク攻撃の延長であって、外国勢力である多国籍軍対イラク国内の武装勢力の国際的な戦闘である」、特に首都バグダッドは「イラク特措法にいう『戦闘地域』に該当するものと認められる」と判断した。

その上で、航空自衛隊がアメリカからの要請を受け、アメリカ軍等との調整の上で、バグダッド空港への空輸活動を行い、空輸活動において武装した多国籍軍の兵員を輸送していることを認定した。この空輸活動について「それ自体は武力の行使に該当しないものであるとしても、現代戦において輸送等の補給活動もまた戦闘行為の重要な要素であるといえることを考慮すれば、多国籍軍の戦闘行為にとって必要不可欠な軍事上の後方支援を行っているものといえることができる」とし、「少なくとも多国籍軍

の武装兵員を、戦闘地域であるバグダッドへ空輸するものについては、他国による武力行使と一体化した行動であって、自らも武力の行使を行ったとの評価を受けざるを得ない行動であるといえることができる」と判示した。そして「現在イラクにおいて行われている航空自衛隊の空輸活動は、政府と同じ憲法解釈に立ち、イラク特措法を合憲とした場合であっても、武力行使を禁止したイラク特措法2条2項、活動地域を非戦闘地域に限定した同条3項に違反し、かつ、憲法9条1項に違反する活動を含んでいることが認められる」と述べて、憲法9条1項に違反することを明確に認めた。加えて、判決では平和的生存権は「全ての基本的人権の基礎にあってその享有を可能ならしめる基底的権利であるといえることができ、単に憲法の基本的精神や理念を表明したに留まるものではない」とし、平和的生存権の具体的権利性を正面から認めた点も高く評価できる。

当会は、平成15年(2003年)7月23日、イラク特別措置法の制定は、自衛隊が米国の武力行使と一体化することを容認するものであって憲法に違反するとの会長声明を発し、また、実際にイラクへ自衛隊を派遣する「基本計画」を閣議決定したことに対しても平成15年(2003年)12月10日、「基本計画」が憲法9条違反であるとしてその撤回を求める会長声明を発してきた。さらに、平成16年(2004年)4月15日日本人民間人3名がイラクにおいて誘拐された際にも、自衛隊のイラク即時撤退を求める会長声明を発してきた。

今回、名古屋高等裁判所が、緻密な事実認定の上に、憲法9条を解釈し、航空自衛隊が現在イラクで行っているアメリカ兵等武装した兵員の空輸活動について、憲法9条1項違反であると判断したことは、日本国憲法下、違憲立法審査権を付与された司法府の責任を全うしたものとして心からの敬意を表す。そして、行政府及び立法府に対しては、司法府が示した違憲判断を尊重し、直ちに航空自衛隊の空輸活動を中止し、自衛隊をイラクから撤退させるよう、強く求めるものである。また、当会としても、憲法の理念を尊重し、実現するため行動することをここに決意する。

平成20年(2008年)4月18日
愛知県弁護士会 会長 入谷 正章

②名古屋高裁自衛隊イラク派遣差止訴訟判決に関する会長声明

昨日、名古屋高等裁判所は、いわゆる自衛隊イラク派遣差止訴訟判決において、航空自衛隊がアメリ

カからの要請によりクウェートからイラクのバグダッドへ武装した多国籍軍の兵員輸送を行っていることについて、バグダッドはイラク特措法にいう「戦闘地域」に該当し、この兵員輸送は他国による武力行使と一体化した行動であって、自らも武力の行使を行ったとの評価を受けざるを得ない行動であると判断した。そして、憲法9条についての政府解釈を前提とし、イラク特措法を合憲とした場合であっても、この兵員輸送は、武力行使を禁じたイラク特措法2条2項、活動地域を非戦闘地域に限定した同法同条3項に違反し、かつ憲法9条1項に違反するとの判断を示した。そのうえで判決は、原告個人が訴えの根拠とした憲法前文の平和的生存権は、全ての基本的人権の基礎にあってその享有を可能ならしめる基底的权利であり、単に憲法の基本的精神や理念を表明したにとどまるものではなく、憲法上の法的な権利として、その侵害に対しては裁判所に対して救済を求めることができる場合がある具体的な権利であると判断した。

当連合会は、自衛隊をイラクへ派遣することを目的とするイラク特措法について、これが国際紛争を解決するための武力行使および他国領土における武力行使を禁じた憲法に違反するおそれが極めて大きいものであることにより反対であることを明らかにしてきた。そのうえで、自衛隊の派遣先がイラク特措法が禁じる「戦闘地域」であることも指摘し、繰り返しイラクからの撤退を求めてきた。

当連合会は、このたびの名古屋高等裁判所の判決について、当連合会のかねてからの主張の正しさを裏付けるものであるとともに、憲法前文の平和的生存権について具体的権利性を認めた画期的な判決として高く評価するものである。ここにあらためて政府に対し、判決の趣旨を十分に考慮して自衛隊のイラクへの派遣を直ちに中止し、全面撤退を行うことを強く求めるものである。

2008年（平成20年）4月18日
日本弁護士連合会会長 宮崎 誠

③控訴審で違憲判決を承けて訴訟の会と弁護団が出した声明

第1 画期的な違憲判決である

2008年4月17日、名古屋高等裁判所民事第3部（青山邦夫裁判長、坪井宣幸裁判官、上杉英司裁判官）は、自衛隊のイラクへの派兵差止等を求めた事件（名古屋高裁平成18年（ネ）第499号他）の判決において、「自衛隊の活動、特に航空自衛隊がイラクで現在行っている米兵等の輸送活動は、他国の武力行使と一体

化したものであり、イラク特措法2条2項、同3項、かつ憲法9条1項に違反する」との判断を下した。加えて、判決では、平和的生存権は全ての基本的人権の基礎にあってその享有を可能ならしめる基底的权利であるとし、単に憲法の基本的精神や理念を表明したにとどまるものではないとし、平和的生存権の具体的権利性を正面から認めた。判決は、理由中の判断で、自衛隊がイラクへ派兵された後の4年にわたって控訴人らが主張してきたイラク戦争の実態と自衛隊がイラク戦争の中でどのような役割を果たしているかを証拠を踏まえて詳細な認定を行い、イラク特措法及び憲法9条との適合性を検討した。その結果、正面から自衛隊のイラクでの活動が違憲であるとの司法判断を下したものである。

この違憲判決は、日本国憲法制定以来、日本国憲法の根本原理である平和主義の意味を正確に捉え、それを政府の行為に適用したもので、憲政史上最も優れた、画期的な判決であると評価できる。判決は、結論として控訴人の請求を退けたものの、原告らを始め日本国憲法の平和主義及び憲法9条の価値を信じ、司法に違憲の政府の行為の統制を求めた全ての人々にとって、極めて価値の高い実質的な勝訴判決と評価できるものである。

第2 自衛隊イラク派兵差止め訴訟の意義

1990年の湾岸戦争への自衛隊掃海艇派遣以降、自衛隊の海外活動が次々に拡大され、その間、全国各地で絶えることなく自衛隊の海外派兵が違憲であるとする訴えを市民は提起し続けてきた。しかし、裁判所は一貫して司法判断を避け、門前払いの判決を示し、憲法判断に踏み込もうとしなかった。しかし、今回のイラクへの自衛隊の派兵は、これまでの海外派兵とは質的に大きく異なるものであった。第一は、アメリカ、ブッシュ政権が引き起こしたイラク戦争が明らかに違法な侵略戦争であり、自衛隊のイラク派兵はその違法な侵略戦争に加担するものであったということである。第二は、自衛隊のイラク派兵は、日本国憲法下においてはじめて「戦闘地域」に自衛隊が展開し、米軍の武力行使と一体化する軍事活動を行ったことであり、これは日本がイラク戦争に実質的に参戦したことを意味しているという点である。この裁判は、このような自衛隊のイラク派兵が、日本国憲法9条に違反し、日本国憲法が全世界の国民に保障している平和的生存権を侵害していると原告らが日本政府を相手に訴えたものである。

日本政府は国会でもイラクで自衛隊が行っている活動の詳細を明らかにせず、実際には参戦と評価できる活動をしている事実を覆い隠し、本訴訟におい

でも事実関係については全く認否すら行わない異常な態度を最後まで貫いた。国民には秘密の内に憲法違反の自衛隊派兵の既成事実を積み重ねようとする許しがたい態度である。私たちはこの裁判で、自衛隊の活動の実態を明らかにするとともに、日本政府が国民を欺いたままイラク戦争に参戦していることを主張、立証してきた。そしてまた、日本政府が立法府にも国民にも情報を開示しないまま、米軍と海外で戦争をし続ける国作りを着々と進めている現実の危険性を繰り返し主張してきた。そして、今、行政府のこの暴走を食い止めるのは、憲法を守る最後の砦としての役割が課せられている司法府の責任であることを強く主張してきた。

第3 憲法と良心にしたがった歴史的判決

本日の高裁民事3部の判決は、原告の主張を正面から受け止め、イラク派兵が持つ歴史的な問題点を正確に理解し、憲法を守る裁判所の役割から逃げることなく、憲法判断を行った。判決は、憲法9条の規範的意味を正確に示した上で、航空自衛隊が現実に行っている米兵の輸送活動を、憲法9条が禁止する「武力行使」と認定し、明らかに憲法に違反していると判断した。我が国の憲法訴訟は、違憲判断消極主義と評価されるような政府・国会の判断に対する過剰な謙抑により、憲法の規範性が骨抜きにされつつ解釈改憲とすら評される事態を進めてきた。自衛隊の違憲性については、過去に長沼ナイキ基地訴訟第一審判決（札幌地裁昭48・9・7）で、自衛隊を違憲とした判断が唯一見られるだけで、それ以後、自衛隊及びその活動の違憲性を正面から判断した判決は一つとして見られない。ましてや、高裁段階の判断としては、本日の名古屋高裁民事第3部の判決が戦後唯一のものである。憲法と良心に従い、憲法を守り、平和と人権を守るといふ裁判所の役割を認識し、勇気をもって裁判官の職責を全うした名古屋高裁民事第3部の裁判官に敬意を表するものである。本判決は、我が国の憲法裁判史上、高く評価される歴史的判決として長く記憶されることになるであろう。イラクへの自衛隊派遣を違憲とした本判決は、現在、議論されている自衛隊の海外派兵を前提とする様々な活動について、憲法違反に該当しないかどうかについての慎重な審議を要求することとなる。憲法との緊張関係を無視して違憲の既成事実を積み重ねるためにイラク特措法を制定し、国会での審議すら実質上無視するような政府の姿勢は厳しく断罪されなければならない。この判決を機に自衛隊の存在とその活動について憲法の立場から厳しいチェックがなされなければならない。また、この判

決は、この裁判の原告となった3000名を超える市民（全国の同種訴訟に立ち上がった5500名を超える市民）が声を上げ続けた結果、産み出されたものである。日本と世界の市民の平和を希求する思いがこの判決を産み出したのである。さらに、日本国憲法、とりわけ憲法9条がなければ出されることのない判決である。この判決は、平和を希求する市民が日本の平和憲法の力を活かした結果産み出したものである。日本国憲法の価値を示す画期的な判決として、この判決を平和を願う全ての市民とともに喜びたい。

第4 自衛隊はイラクからの撤兵を

我が国は三権分立を統治原理とし、かつ法の支配を統治原理としている立憲民主主義国家である。三権の一つであり、かつ高等裁判所が下した司法判断は、法の支配のもとでは最大限尊重されるべきである。行政府は、立憲民主主義国家の統治機関として、自衛隊のイラク派兵が違憲であると示したこの司法判断に従う憲政上の義務がある。私たちは、日本政府がこの判決に従い、直ちにイラクからの自衛隊の撤退を行うことを強く求める。私たちは、今日このときから、この違憲判決を力に、自衛隊のイラクからの撤退を求める新たな行動を開始するとともに、「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意」し、「全世界の国民がひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認」した日本国憲法の理念を実現するための行動を続けるものである。

2008年4月17日

自衛隊イラク派兵差止訴訟の会／訴訟弁護団

(注3) 下野新聞 2008.4.18、33面

(注4) 「自衛隊イラク派兵差止訴訟」一覧

(2007年3月23日現在)

イラクおよびその周辺地域への自衛隊「派兵差止」と、その行為が憲法および法律に反するとの「違憲確認」等を求めた訴訟は、全国11都道府県で計12。原告数は全国で約5,700名、弁護団は800名を超えている。

●北海道

提訴日： 2004年1月28日～

原告数： 33名（第一次～第二次原告合計）

備考： 元郵政大臣・防衛政務次官の箕輪登さんが全国に先駆けて提訴。2005年3月に32名が追加提訴。2006年11月まで計14回の口頭弁論を行い、現在も係争中。

●仙台

提訴日： 2004年12月8日

原告数： 3名

備考： 2006年11月敗訴判決（派兵差止・違憲確認は却下、損害賠償請求は棄却）。同年12月控訴。自衛隊壮行会への公費支出が違憲違法であるとして提起した住民訴訟（原告10名）と連携して現在も係争中。

●栃木

提訴日： 2004年12月14日

原告数： 47名

備考： 2006年8月敗訴判決（派兵差止・違憲確認は却下、損害賠償請求は棄却）。控訴審（控訴人37人）も2007年2月に敗訴判決（派兵差止・違憲確認・損害賠償請求いずれも棄却）。

●東京

提訴日： 2004年3月～7月

原告数： 本人訴訟 約100名（事件数約100件、13の係属部で口頭弁論を展開）

備考： 「本人訴訟」による「リレー提訴」。主権の行使を司法の場で行うことおよび自衛隊の「海外派兵」について一人でも多くの裁判官に「憲法違反」の判断させることが狙い。訴訟の一部は引き続き控訴審、上告審で係争中。

●山梨

提訴日： 2004年8月6日

原告数： 265名

備考： 2005年10月に敗訴判決（派兵差止・違憲確認は却下、損害賠償請求は棄却）。裁判を中心として活動は終わったが、「否戦・平和を紡ぐ」運動を地域で地道に展開。

●静岡

提訴日： 2004年5月26日～

原告数： 251名（第一次～第二次原告合計）

備考： 2006年6月に敗訴判決（派兵差止・違憲確認は却下、損害賠償請求は棄却）。控訴審も2007年1月に敗訴判決（派兵差止・違憲確認は却下、損害賠償請求は棄却）。

●名古屋

提訴日： 2004年2月23日～

原告数： 3,268名（第一次～第七次原告合計）

備考： 2006年4月敗訴判決（派兵差止・違憲確認は却下、損害賠償請求は棄却）。現在控訴審（控訴人計1,123名）で係争中。全国47都道府県から原告3,000名を超える最

大規模の訴訟。関連の裁判を含め、計5つの訴訟が同時進行中。

●京都

提訴日： 2005年3月22日～

原告数： 362名（第一次～第三次原告合計）

備考： 2006年11月の第9回口頭弁論で結審。2007年3月敗訴判決（派兵差止・違憲確認は却下、損害賠償請求は棄却）。

●大阪（1）

提訴日： 2004年4月30日～

原告数： 1,045名（第一次～第四次原告合計）

備考： 2006年7月敗訴判決（違憲確認は却下、派兵差止・損害賠償請求は棄却）。現在控訴審（控訴人447名）で係争中。バグダッド在住のイラク人1名も原告となっている。

●大阪（2）

提訴日： 2004年7月28日

原告数： 36名（本人訴訟）

備考： 2005年9月敗訴判決（国費支出差止請求は却下、損害賠償請求は棄却）。控訴審（控訴人33名）も2006年6月敗訴判決となる。

●岡山

提訴日： 2005年1月26日～

原告数： 256名（第一次～第三次原告合計）

備考： 「違憲はいけん！ 違憲はおえん！」の呼びかけで、第一次と二次を合わせた訴訟と第三次原告の二つの訴訟。いずれも現在も係争中。

●熊本

提訴日： 2005年3月18日～

原告数： 62名（第一次～第二次原告合計）

備考： 「この無法から眼を離すことはできない」との呼びかけで集まった62名で現在も第一審で係争中。

（注5）自衛隊イラク派兵差止め訴訟 全国弁護士連絡会議（北海道合同法律事務所）

（注6）宇都宮地裁 平成18年8月10日

自衛隊イラク派遣違憲確認等請求事件 判決主文

1 原告らの本件訴えのうち、違憲確認請求に係る訴え及び差止請求に係る訴えをいずれも却下する。

第3 当裁判所の判断

1 原告らの主張する権利ないし被侵害利益について

憲法前文は、憲法の理念や基本原則等を表明したものであり、・・・ただちに法的効果や法的拘束力が生じるものと解釈することはできず、また、前文における「平和」とは、理念ないし目的としての抽象的概念であり、これを達成する手段・方法も多様であるから、平和のうちに生存する権利ということ自体から、直ちに一定の具体的な意味内容が確定されるものでもない。(中略)

また、憲法9条は、規定の文言から明らかなように、国家の統治機構ないし統治活動についての規範を定めたものであって、国民の具体的権利を直接保障したものということとはできず、同条を根拠として、原告らの主張する平和的生存権という、個々人に具体的な権利又は法的利益を根拠づけることはできない。(中略)

原告らが平和を求める良心の侵害として主張するところは、・・・その内容も抽象的であり、結局のところ、本件派遣が自らの心情、信念等に反することによる精神的苦痛をいうものと解されるが、そのような精神的苦痛は、多数決原理による決定に不可避的に伴い、また、民主制の過程において回復されるべきものであるから、・・・原告らの内的心情が、直ちに法的保護に値するものであるということとはできない。(中略)

第4

以上によれば、原告らの訴えは・・・いずれも不適法であるからこれを却下することとし、本件損害賠償請求はいずれも理由がないからこれを棄却することとし、主文のとおり判決する。

宇都宮地方裁判所 第1民事部
 裁判長 福島 節男
 裁判官 原 道子 松井理恵子

(注7)「栃木・自衛隊イラク派兵の差止・

違憲確認・損害賠償請求」訴訟・

34人の原告意見陳述(抜粋)

(1) 原告 池澤 葉子

私は、地球的平和を希求するこの精神に恥じることのない日本国民でありたいと願い、裁判官の判断もまたそこに基づくものであることを、信じます。

(2) 原告 石崎 久夫

この訴訟にも、一市民として参加しました。市民ひとりひとりが、あの忌まわしい戦争を再び起こさないため立ち上がり始めていることを感じています。全国で5000人以上の市民が各地で立ち上がっていることをこの訴訟の中で知りました。新しい市

民運動が育ち始めている、其の事にかすかな希望を見出しています。(5月20日)

(3) 原告 秋元 久代

この裁判に参加した理由は大きく分けて3点です。1. 私は誰も殺したくないし、殺されたくもない。そう思っています。2. 最近日本の国は「共謀罪」という恐ろしい法律を国会に上程しようとしているらしいが、そのような国がくると、恐ろしいのでそうならないようにとの祈りをこめて原告になりました。3. イラク派兵で、沢山の税金が使われたと聞いています。国民の税金はもっと緊急の国民に本当に必要なところに使ってほしいと思っています。

(4) 原告 内海 成和

私は今まで私の人生の中で学んできたこと、また、実際に多くの人と関って得てきたことを生かすためにも、そして、また、民主主義を破壊する人たちと闘う意味でも、この訴訟に参加しました。・・・裁判官は良心により法のみ拘束されると憲法にあります。また、そのために身分も特別に保障されています。そのことを自覚され、この裁判所が憲法や法に則した判断をされることを強く希望することを持って、私の陳述といたします。

(5) 原告 宇賀神 文雄

2004年10月27日に海上自衛隊横須賀基地の自衛艦「たちかぜ」1等海士の入野智久さん(当時21歳)が電車で飛び込み自殺しました。入野さんは上司の暴行・いじめを苦に自殺。後輩隊員の暴行と恐喝の罪に問われた上司(佐藤治被告)への公判が2005年1月12日にありました。・・・私の住むこの宇都宮出身の青年の自殺までの苦悩と両親の気持ちを思うとき何としてもこのようなことがあってはならないと思い、それが訴訟の大きな要因となっています。・・・また、宇都宮市にある「宇都宮」「北宇都宮」の両基地が「ミサイル連帯配備と緊急即応連隊(首都圏防衛のテロ対策)」配備があり、・・・宇都宮がかつての「軍都復活」となりかねず戦争に巻き込まれることへの大きな不安を感じています。

(6) 原告 上澤 美男

すべては、アメリカの利権獲得のために起きたことです。その行為に日本が同調しているのです。そして自衛隊が動員され、イラク占領に手助けをしているのです。また自衛隊員の家族の方々に恐怖と不安を与えているのです。なんて愚かな行為に日本は加担しているのでしょうか。悲しいです。心が痛みます。一日でも早く隊員を家族の元に戻すべきです。(5月23日)

(7) 原告 奥田 等

日本の民主政治を守れるかどうかは、私にとっては自分の職業に携わる意義に決定的にかかわるばかりか、日々の日本国民としての意識、プライドにかかわる問題です。議会制民主主義がかつて経験したこともない程ないがしろにされる様を目にし、それがゼネコンの支配するアメリカの恥知らずな戦争を支えるためであることを思うとき、日本の一市民として私の胸に浮かぶのは、ただ「屈辱」の一文字です。国会論議の場で首相の妄信や珍妙な法理が跳梁することにより損なわれた日本民主政治の蘇生には、法の支配の復権が不可欠です。日本の司法をつかさどる裁判官の方には、統治行為論などに走ることで政治の場の紊乱・不法をこれ以上放置することなく、是非憲法判断に踏み込んだ判決に挑んでいただきたいと切実にお願いします。・・・国は争訟性がない等主張し却下・棄却を求めています。しかし、国が主張するように平和的生存権が否定されるなら、9条に法規範としていかなる機能を期待するのでしょうか。9条が国民に対して何ら具体的な権利を生じるものでないとしたら、9条はおよそ法規範として機能するチャンスを事実上失うではありませんか。その時9条はもはや法ではなく、努力目標を書いた単なる政治的ステートメントに墮してしまいます。（4月16日）

(8) 原告 小山 正伸

違憲訴訟の（国の）答弁書を読むと、精神的苦痛について法律論として論外にされているように感じましたが、私個人の体験であるズサンな障碍認定をとおして考えてみると、精神的に受けた傷は今も癒される事がなく、今回のイラクの問題についてもズサンな調査ではじまった戦争と思い自身の認定調査のズサンさを改めて思いだしています。・・・私はこのズサンな社会を告発するため、私がうけた障害者としてのズサンな社会の対応と私には思え今この憲法違反のイラクへの自衛隊派兵も、憲法へのズサンな日本の対応と思うとき、私の基本的人権を守る闘いでもあると思っています。（8月1日）

(9) 原告 太田 啓三

私は日光ユネスコ協会の一員であるが、ユネスコの精神である「戦争は人の心の中で生まれるものであるから、人の心の中に平和のとりでを築かなければならない」をこれからの生き方の柱としていきたい。

(10) 原告 河野 ヨシ子

たしかに、私の息子が自衛隊員としてイラクに行ったわけではないので、実感はありません。しかし、だからといって、憲法がふみにじられているの

を、黙ってみていられません。そして他人ごとにはできません。だから私も裁判に参加しました。日本全国でたくさんの方が立ち上がっていることも聞きました。むなしい気持ちでいっぱいです。でも、どこかにきっと正しい憲法の解釈をしてくれる裁判官がいることをまだ信じていたい。（5月27日）

(11) 原告 菊池 光基

日本の武士道の精神は世界中から期待されています。その精神から生まれ、殺戮戦争の反省に立った暴力否定の政治こそ求められています。それを決定付けることが今この裁判に求められていると原告は訴えます。今世界の政治が暴力の応酬による戦国時代を乗り越えることが要請されています。その最先端をいけるのは日本人の品位をわきまえた政治だと信じます。どうか裁判官もその最高の品位を発揮して判決をしてくれることをお願いいたします。そのことこそが国民の品位と国家の尊厳を保つものだと訴えます。（6月15日）

(12) 原告 久家 良

今の日本のこの現状を放置すると、ずるずると、日本画戦争をするのも国民である自分を守るためには、やむを得ないとする大衆が増えそうで怖い、そう思ってこの裁判に原告として参加しました。戦争を是とする社会が、どんなに意識ある人間性をゆがめてしまうか、三浦綾子さんの小説を読むまでもなく、現在の私たちの想像性の中には残されています。（5月26日）

(13) 原告 城生 ナツイ

未来への私達からのメッセージ、大いなる遺産としてこの憲法を残し、世界に発信することこそ、今私達がしなければならないことでしょう。「戦争はどんな理屈をつけても正しい戦争など有り得ない」

(14) 原告 鈴木 和子

連日子どもが犠牲になった痛ましい事件が報道されているが、イラクではそれ以上の悲惨さが日常的に起きているのだ。日本の子どもの命は守らなければならないものでイラクの子どもは死なせてもかまわないというものでは断じてないはずだ。「命は大切」と子どもたちに教えなければならない大人として、日本がイラク戦争に加担することは許されないと思う。子どもたちに心から「命は大切なんだよ」といえる私でありたいと思い、自衛隊のイラク派遣に反対している。（5月30日）

(15) 原告 田上 中

1945年8月、日本の無条件降伏によって戦争は終結しましたが、大陸に取り残された日本人の苦難な歴史は様々な結果に辿りました。私たち家族は幸

いな方で、2年目の秋1946年11月に日本の土を踏むことが出来ました。帰国の年の11月3日、日本国憲法が公布され、翌年の5月に施行、「戦争放棄」の第9条を一番に受け止めました。人間を地獄の苦しみに投げ込む戦争はもう絶対にしない、非武装平和国家日本の新生を全国民が喜びを持って受け入れた、平和国家の建設に希望を持ったことを覚えています。戦争の惨禍を潜り抜け、平和憲法を歓喜をもって受け止めた者として、戦後のこの国は憲法に反すること多々あって、憂慮してきました。(5月25日)

(16) 原告 田代 六

愚かな戦争を起こさせないため、わたしもこの裁判の原告になりました。当時の私の体験を綴ったものを添付します。これは本当の体験です。満州の当時のことをかつての義勇隊のメンバーで編纂した本も提出します。私は戦後ずーと戦争の悲惨さについて語りつづけてきました。裁判に参加して、難しい言葉に戸惑っています。私が言いたいことは「戦争はだめだ、戦争はだめだ」ということだけです。(5月22日)

(17) 原告 高原 稔

アメリカやイギリスは同じ事をしてイラクの人々をたくさん殺し続けている。明らかに違法ではないか！日本はサマワへの自衛隊派遣を行い、大量の税金を投入して彼らの「違法行為」に加担し続けている。手を汚さずにイラクの人々を間接的に殺し、苦しめているのである。今必要なのは理性的判断である。それはイギリスやアメリカの唱える「正義」ではない。彼らの「正義」は弱い立場の人々の犠牲を強いて、自分たち強い者を守る方便に過ぎないということがイラク戦争のデタラメを通して明らかになった。違法なことを違法ときちんと言うことこそ、弱い立場の人々を守り、真の平和をもたらすのだから。

(18) 原告 田原 桂子

テレビでイラク戦争を見て本当につらいです。それははじめたアメリカ、それに加担している日本政府を許せません、そして戦闘をしないといても日本人をイラクに派遣してはいけない。戦士の父を作ってはいけない。戦場の化学物質、放射物質で傷ついてはいけない。真の国際協力とはアメリカのはじめた戦争に参加することではなく、戦争をしないという態度を地球上に広げていくことだと思います。(5月28日)

(19) 原告 手塚弥太郎

法治国家なのでから関係法と裁判長の良心に掛けて、勇気を持って自衛隊員のイラク派遣は違憲だ

と賢明な判決を下さいますよう、心からお願い申し上げます。法の番人である皆様方が、憲法他関係諸法の規定を先ず、積極的に守って(第99条)頂きたく存じます。私たち国民も普段の努力で精一杯頑張りますので、どうぞ憲法と良心に従って結城ある違憲判決を下さる事を重ねてお願いします。

(20) 原告 中村 芳子

今後、イラクでの戦闘状態がさらに悪化し、その中で日本の自衛隊がイラクに駐留し続けるとするなら、「中央即応集団」がイラク派遣に乗り出すことは極めて蓋然性の高いことと言えます。そしてその中でも「先遣部隊」「実働部隊」の役割を果たす「宇都宮」「北宇都宮」の両駐屯地をその足場におく「緊急即応連帯」は、危険な戦闘状態のイラク派遣に最も近い部隊と言っても過言ではありません。このことは栃木県民・宇都宮市民にとって、恐ろしい事態です。「軍都」宇都宮の歴史を再び繰り返してはなりません。シベリアや南京、ニューギニアであったかつての悲惨な光景を、イラクの地で、再び宇都宮に駐屯する部隊が味わうことが起こっては絶対になりません。(3月3日)

(21) 原告 沼尾 栄子

暴力で問題は解決しないという点だけは、憲法は最高のお守りだと信じています。どこの神社もお寺も出せない、世界の神様も出せないお守りだと信じます。(8月17日)

(22) 原告 西山 智彦

「憲法9条を世界の憲法に！」との声は各種国際会議で確実に広がっています。・・・日本国民はこの憲法の価値を世界史的観点から認識すべきです。・・・その第一歩として自衛隊を直ちに引き揚げることを通して、世界に日本国民に「日本が平和のために行動する勇気があること」「決してアメリカの拡張政策の手先ではないこと」を示すべきであると考えます。そしてそのことが私たちの『平和的生存権』を守る具体的な行動になるのだと思います。本訴訟の原告になりました。

(23) 原告 西山 洋子

現在、この法廷の審理と平行して同じテーマによる模擬裁判が原告、弁護士、学生、市民の参加で進行中です。本物の法廷における判決と模擬裁判による判決。それぞれどのような判決がくだされるのかとても楽しみです。(5月8日)

(24) 原告 野村 明子

私たちは前に100年、後ろに100年の歴史の責任をもたねばなりません。次の世代に平和な日本を渡さねばなりません。戦後60年続いてきた平和な日

本は世界に誇れる9条をもった憲法によって守られてきました。平和な日本を一年、又一年旨をはって守りつづけましょう。そのためにも、裁判官のみなさんの良心的な判断に期待しています。（5月22日）

(25) 原告 藤田千佳子

私たち親世代は多かれ、少なかれ、そうした戦争体験をひきずって生き、命がけで平和憲法を守ってきたのではないかと改めて、父母の生き方の中に日本の平和を支えてきた戦争被害者としての庶民の生き様を感じ取っています。この訴訟に参加して、同じように満州に渡った方の戦後の生き様、平和を訴え続けてきたそのさまに、父を思い出していました。憲法を守ってきた親の世代に対して、私たち団塊の世代は、一体自分の子どもたちに、なにを残せるか自問しています。そして、申し訳なさでいっぱいになります。（5月25日）

(26) 原告 星 孝典

私の父は、元自衛隊員です。送られてくる自衛隊に関する新聞を読むたびに、日本各地から送り出されている自衛隊員。それを見送る家族や他の自衛隊員の記事に心を痛めないことはありません。だからこそ、アメリカの起こした戦争に加担したこと（名目は人道復興支援）は、決して許すことは出来ない問題です。

(27) 原告 前田 利一

私が小学校、中学校で習った三権分立というのは嘘だったのでしょか？お互いの配慮が過ぎて、どこが三権分立なのでしょう。本来やるべき司法の仕事を放棄しないでください。家族に対して胸をはって仕事の話ができますか？子どもに対して裁判官という仕事はすばらしい、裁判官になれと言えますか？

(28) 原告 村松 淳子

憲法9条の歯止めを失ったらと思うと怖いんです。その9条もイラクへの自衛隊の派兵で憲法の改悪を待たずにすでに壊れ始めている、そのことに怒りを感じてこの訴訟に参加しました。司法の力を信じています。（5月10日）

(29) 原告 山口 司郎

イラクで開放されて帰国した高遠菜穂子さんはイラクでの米軍の現実をこう語っています。「けがをした息子さんを病院に連れて行こうとした父親が、検問で米兵から“家に帰って死ね”と言われ、検問を通してもらえなかった。翌朝、その息子さんは死んでしまった。父親はアメリカ軍に復讐を誓っていた。こんな光景によく出会った」と。なんとという悲劇の連鎖でしょうか。私も敵国人の一人になってい

るこの現実どうしても許せません。裁判長、司法にやむをえずに提訴した私の心情をお聞きください。法の支配の確立へ向けて、私をはじめとする栃木県民は、司法に、裁判長にこの現実を聞いて欲しいのです。（3月3日）

(30) 原告 山口 睦子

子供達がいろんな問題を起こしはじめているのも私達の生き方に問題があったのではないかと？憲法や、教育基本法を建前にし、本音と建前を使い分け、あきらめて生きてきた大人達、こども達が大人を信用しなくなるのはあたりまえです。友人の奥さん達にそんな話を私はしました。「そうね、戦中は国にはむかう事は怖いことだったけれど今は何でも言える時代なのに、口をつぐんでいるのは卑怯ね」といながら賛同してくれる友人がふえました。友人の息子さんや私の息子は「学校で今の政治状況をなにも教わってこなかった」と言い私の言う事を聞いてくれました。そうした仲間とともに、この自衛隊のイラク派遣・違憲確認訴訟に参加しました。（5月8日）

(31) 原告 山口 真和

私の自衛隊の友人たちもきっとイラクに行きたくないと思っているように感じますが、友人の自衛官たちとはその話はしません。なぜなら、それは彼らの仕事だからです。幸い彼らは今のところイラクに行かずに済んでいます。もし行くことになったら、私は彼らに「自衛隊をやめろ」と言うだろうと思います。彼らだって、戦争するために自衛官になったのではないのですから。彼らも、たぶん気がついていないけれど、憲法9条があるから自衛官になったのだと思います。自衛隊は災害派遣隊として誇りある存在だからです。私は彼らのためにもイラク派兵に反対します。（5月25日）

(32) 原告 横尾 憲宣

人間が人間を苦しめてはいけない ここに自衛隊のイラク派遣違憲確認等請求及び 全世界の国民がひとしく恐怖と欠乏から免れ 平和のうちに生存する権利を有することを確認する ことを主張します。（6月5日）

(33) 原告 渡邊 裕一

小泉政権になってからは、平和憲法を踏みにじる行為が繰り返されていることに大変憤りを覚えます。……6月20日、小泉首相は、イラクへ派遣している自衛隊を撤退する意向を表明しましたが、航空自衛隊の任務内容が明らかにされないまま活動範囲が拡大され、自衛隊員の身の危険はいつそう拡大するばかりでなく、自衛隊の海外派遣を恒久化す

るための法制定の動きに拍車がかかる極めて危険な状況になったことは遺憾であります。あらためて、陸上自衛隊、航空自衛隊の即時撤退を求めるものです。

(34) 原告 若林 英二

私は国分寺町の町長を長くつとめました。政治的には保守党の政治家です。改憲の保守に護憲の私、相容れないはずですが、平和憲法を宝石のように思っています。(平成17年 秋)

(※以上の原告の意見陳述書は、それぞれもっと長文ですが、本稿の紙幅の関係で、私の独断により大幅にカットしたことを深くお詫び申し上げます。)

(注8) 在りし日の山口司郎氏



(注9) 「かもがわブックレット」46頁参照

『イラクの混迷を招いた日本の“選択”』

自衛隊イラク派兵差止訴訟

全国弁護士連絡会議【編著】

かもがわ出版 (2007年4月)

【資料1】 政府答弁

この資料は、名古屋高裁が認定した事実の中から抜粋し、整理し、作成したものである。(文責：杉原)

(1) 航空自衛隊の空輸活動に関する答弁

① 平成17年3月14日の参議院予算委員会における大古政府参考人・大野防衛庁長官の答弁

■航空自衛隊がイラクにおける輸送活動に使用しているC-130H輸送機の輸送能力は、完全武装の空挺隊員64人の輸送が可能であり、最大積載量は約20トン

② 平成17年3月14日の参議院予算委員会における大野防衛庁長官の答弁および平成18年8月11日衆議院特別委員会における山崎政府参考人の答弁

■C-130H輸送機は、平成16年3月2日から、週に4回前後、物資および多国籍軍の人員の輸送を行っている。

■平成17年3月14日までの数量は、輸送回数129回、輸送物資230トン。

■平成18年5月末までの数量は、輸送回数322回、輸送物資449.2トン。

■平成18年8月4日までの数量は、輸送回数352回、輸送物資179.4トン。

③ 平成19年4月24日の衆議院本会議における安倍首相の答弁

■平成18年7月31日からC-130H輸送機は、クエートからバクダッドへの輸送を開始。おおむね、週4～5回程度行っている。

■平成18年7月から平成19年3月までの輸送回数は150回、輸送物資46.5トン。

④ 名古屋高裁における山田朗証人の証言

■C-130H輸送機には地对空ミサイルを回避するためのフレア(火炎弾)を臨時装備され、実際にもバクダッド空港で離着陸時に自動発射された。

■C-130H輸送機はカタールのアメリカ中央司令部に空輸計画部を設置し、アメリカ軍や英国軍と機体のやりくりを調整して飛行計画を立てている。

(2) 政府の情報不開示と政府答弁

① 平成19年5月11日、同月14日の衆議院イラク特別委員会における久間防衛大臣の答弁

■航空自衛隊の輸送内容について、多国籍軍や国連からの要請により、これをあきらかにすることはできない。

■実は結構危険で工夫して飛んでいる。

② 平成19年6月5日、同月7日、同月19日の参議院外交防衛委員会における久間防衛大臣の答弁

■刃の上で仕事しているようなもの。

■バクダッド空港の中であっても、外からロケット砲等が撃たれる、迫撃砲等に狙われるということもあり、そういう緊張の中で仕事をしている。

■クエートから飛び立ってバクダッドで降りる、バクダッド空港から飛び立つときにも、ロケット砲がくる危険性と裏腹にある。

■飛行ルートの下で戦闘が行われているときは上空を含め戦闘地域の場合もあると思う。

(3) 憲法9条についての政府答弁

① 昭和55年10月28日、12月5日の政府答弁書

■武力行使目的による「海外派兵」は許されないが、武力行使目的でない「海外派遣」は許される。

■自衛隊の海外活動に関する憲法9条の政府解釈は、自衛のための必要最小限の武力の行使は許される。

② 平成3年9月27日の衆議院 PKO 特別理事会 提出の政府答弁

■武力の行使とは、我が国の物的・人的組織体による国際的な武力紛争の一環としての戦闘行為をいう。

③ 平成9年2月13日の衆議院予算委員会における大森内閣法制局長官の答弁

■他国による武力の行使への参加に至らない協力（輸送、補給、医療等）については、当該他国による武力の行使と一体となるようなものは自らも武力の行使を行ったとの評価受けるもので憲法上許されないが、一体とならないものは許される。

■他国による武力行使との一体化の有無は、ア) 戦闘活動が行われているか又は行われようとしている地点と当該行動がなされる場所との地理的關係、イ) 当該行為の具体的内容、ウ) 他国の武力行使の任に当たる者との關係の密接性、エ) 協力しようとする相手の活動の現況、等の諸般の事情を総合的に勘案して、個々に判断される。

④ 平成15年6月25日、26日、7月2日の衆議院特別委員会における石破防衛庁長官の答弁

■「国際的な武力紛争」とは、国又は国に準ずる組織の間において生ずる一国の国内問題にとどまらない武

力を用いた争いをいう。

■戦闘行為の有無は、当該行為の実態に応じ、国際性、計画性、組織性、継続性などの観点から個別具体的に判断すべきである。

■国内治安問題にとどまるテロ行為、散発的な発砲や小規模な襲撃などのような、組織性、計画性、継続性が明らかでない偶発的なものは、全体として国又は国に準ずる組織の医師に基づいて遂行されているとは認められず、戦闘行為には当たらない。

■国又は国に準ずる組織についての具体例として、フセイン政権の再興を目指し米英軍に抵抗活動が続けるフセイン政権の残党というものがあれば、これに該当することがあるが、フセイン政権の残党であったとしても、日々の生活の糧を得るために略奪行為を行っているようなものはこれに該当しない。

■非戦闘地域イコール安全な地域を意味するわけではなく、米軍が指定するコンバットゾーンが戦闘地域と同義でもない。

⑤ 平成15年6月13日の衆議院外務委員会における山本内閣法制局第二部長の答弁

■全くの犯罪集団に対する米英軍等による実力の行使は国際法的な武力紛争における武力の行使ではない。

⑥ 平成15年7月10日の参議院外交防衛委員会における秋山内閣法制局長官の答弁

■個別具体的な事案に即して、当該行為の主体が一定の政治的な主張を有し、国際的な紛争の当事者たり得る実力を有する相応の組織や軍事的実力を有する組織体であって、その主体の意思に基づいて破壊活動が行われていると判断されるような場合には、その行為が国に準ずる組織によるものに当たり得る。

【資料2】 イラク戦争関連 & 自衛隊派兵違憲訴訟関連 年表（1991年～2008年）

年	月 日	イラク戦争関連
1991	1月17日	湾岸戦争勃発、イラクに空爆
	3月3日	湾岸戦争終結
	4月	ペルシャ湾へ掃海部隊（海自）、機雷除去作業
1992	6月19日	PKO 法成立
	9月	カンボジアへPKO 部隊（陸自）、以後PKO 活動は、ゴラン高原ほか10 地域以上に派遣
1997	9月23日	日米防衛協力指針（新ガイドライン）策定
1999	5月28日	周辺態法成立
2000	11月30日	船舶検査法成立
2001	9月11日	米国同時多発テロ（9.11 事件）
	10月7日	アフガンへの報復攻撃
	11月2日	テロ対策特措法成立
	11月9日	インド洋で給油活動開始（海自）

2002	1月29日	ブッシュ米大統領、一般教書演説			
	11月	国連決議1441によりイラクに査察団			
2003 (平成15年)	1月9日	UNMOVICとIAEAが国連安保理事会に中間報告			
	2月5日	国連で米国務高官パウエル報告			
	2月14日	査察団、再報告			
	3月7日	査察団、中間報告(2度目)			
	3月17日	ブッシュ、フセインに最後通告(テレビ演説)			
	3月18日	小泉首相、米国の武力行使支持を表明			
	3月20日	米英有志連合軍によるイラク攻撃開始 「イラクの自由作戦」			
	4月9日	フセイン政権崩壊、イラクの米国統治開始			
	5月2日	ブッシュ大統領、主要な戦闘終結を宣言			
	5月	国連安保理決議1483号採択によって、ORHAに代わって連合国暫定当局CPAが統治			
	6月6日	有事立法成立			
	7月26日	イラク特措法(4年時限立法)成立			
	12月9日	特措法に基づく自衛隊イラク派遣基本計画決定			
	12月14日	フセイン、拘束			
	12月26日	空自先遣隊48人、イラク、クエートへ出発			
					自衛隊派兵違憲訴訟関連
2004 (平成16年)	1月16日	陸自先遣隊30人、イラク・サマワへ出発			
	1月22日	第1期派遣部隊110人、クエートへ出発			
	1月23日	デビッド・ケイ米調査団長を辞任			
	1月28日	デビッド・ケイ米調査団長、公聴会で証言	1月28日		北海道訴訟1(箕輪登)・原告1人
	2月	ニカラグア撤退(1)			
	2月3日	陸自本隊90人、イラクへ出発	2月23日		名古屋訴訟原告3268人(全国で最多)
	開戦一年目	NGO「イラク・ボディ・カウント」の発表では、2003年3月～2004年2月のイラク民間人死者数 13,700人(38人/日)			
	3月18日	ポーランド大統領、「だまされていた」と発言	3月～7月		東京訴訟・原告100人の本人訴訟
	4月	ドミニカ共和国撤退(2)			
	4月8日	イラクで日本人3人が人質	4月30日		大阪1訴訟・原告1045人
	4月11日	ファルージャの大規模空爆			
	5月	スペイン撤退(3) ホンジュラス撤退(4)	5月26日		静岡訴訟・原告251人
	6月1日	イラク暫定政権発足			
	6月9日	国連安保理決議1546号採択			
	6月28日	CPAからイラク暫定政権への主権移譲、以後、多国籍軍発足。参加は最大41か国、不参加のうち大国は、フランス、ロシア、中国、ドイツの4か国。現在の参加国は日本を含め21か国。			
	6月～7月	首都バグダッドでの自爆攻撃が続発			
	7月	フィリピン撤退(5)			
	7月9日	米上院情報特別委員会報告書公表	7月28日		大阪2訴訟・原告36人の本人訴訟(ゼニカネ訴訟)
	7月14日	英独立調査委員会報告書公表	8月6日		山梨訴訟・原告265人
	9月	ニュージーランド撤退(6) タイ撤退(7)			
	10月6日	イラクの大量破壊兵器に関する調査団最終報告	10月9日		栃木イラク派兵違憲訴訟の会・発足
	10月26日	イラクで日本人1人が人質			
	11月8日	ファルージャに米兵4000人投入、掃討作戦 死者数2080人(イラク暫定政府発表)			
11月14日	モスルで大規模掃討作戦				
12月	ハンガリー撤退(8) トンガ撤退(9)	12月8日		仙台訴訟・原告3人	
12月9日	自衛隊イラク派遣1年延長	12月14日		栃木訴訟・原告47人	
2005 (平成17年)	1月8日	モスル爆撃で住民5人死亡			
	1月30日	イラク暫定国民議会選挙実施	1月26日		岡山訴訟・原告256人
	2月	ポルトガル撤退(10)			
	開戦二年目	NGO「イラク・ボディ・カウント」の発表では、2004年3月～2005年2月のイラク民間人死者数は、11,312人(31人/日)。	3月3日		栃木訴訟・第1回公判(宇都宮地裁)
			3月18日		熊本訴訟・原告62人
			3月22日		京都訴訟・原告362人
			3月23日		北海道訴訟2・原告32人
	3月31日	米独立調査委員会最終報告			
	4月	オランダ撤退(11)			
	4月28日	イラク移行政府発足			
5月29日	バグダッドで大規模掃討作戦展開	5月12日		栃木訴訟・第2回公(宇都宮地裁)	
8月28日	イラク国民議会、イラク新憲法草案採択				

	9月10日	タルアファル攻撃に8500人投入		
	9月	ノルウェー撤退 (12)	9月1日	栃木訴訟・第3回公 (宇都宮地裁)
	10月15日	憲法草案の国民投票実施		
	10月16日	ラマディ空爆により住民39人死亡		
	10月25日	イラク新憲法承認	11月17日	栃木訴訟・第4回公 (宇都宮地裁)
	12月15日	イラク国民議会選挙実施 マリキ政権誕生		
2006 (平成18年)	2月	宗派対立激化、シーア派、スンニ派モスクを襲撃して200人死亡。		
	開戦三年目	NGO「イラク・ボディ・カウント」の発表では、2005年3月～2006年2月間のイラク民間人死者数 14,910人 (41人/日)	3月16日 4月14日	栃木訴訟・第5回公判 (宇都宮地裁) 名古屋訴訟・第一審判決 (却下)
	5月20日	イラク正式政府発足	6月1日 6月9日	栃木訴訟・第6回公判 (宇都宮地裁・弁論終結宣言) 静岡訴訟・第一審判決 (却下)
	7月17日	陸自、サマワから完全撤退	7月6日	栃木訴訟・弁論再開申立書
	7月31日	空自輸送機、兵士をバクダッドに輸送	7月13日 7月20日 8月10日 8月21日 8月26-27日	栃木訴訟・模擬裁判判決 (宇都宮大学学生裁判所) 関西訴訟・大阪地裁判決 (却下) 栃木訴訟・判決 (却下) (宇都宮地裁) 栃木訴訟・控訴提起 (原告・37人) 自衛隊イラク派兵違憲訴訟・全国原告団会議 (名古屋)
	10月12日	英国臨床医学誌ランセットは、イラク戦争開始以来、イラク人の死者は65万人以上と発表。		
	11月7日	米中間選挙でブッシュ共和党大敗		
	11月	シーア派とスンニ派、共に応戦。迫撃砲100発が飛び交う		
	11月9日	イラク戦争開始以来、イラク人の死者はWHOの発表では、15万1千人、最大で22万3千人。イラク保健省の発表では、10～15万人。		
	12月	イタリア撤退 (13)		
	12月8日	空自、2007年7月31日まで再々延長を閣議決定		
	12月15日	防衛省法成立		
	12月30日	フセイン大統領死刑執行		
2007 (平成19年)	1月10日	ブッシュ大統領、21500人の増兵発表		
	1月22日	過去45日間の掃討作戦の結果を発表		
	1月24日	一日でスンニ派30人殺害		
	1月	スロバキア撤退 (14)		
	2月3日	バクダッドの市場で爆弾テロ、135人死亡		
	2月14日	マリキ首相「法の執行作戦」開始、9万の兵力投入、イラク戦争開始以来最大規模	2月15日	栃木訴訟・東京高裁判決
	開戦四年目	NGO「イラク・ボディ・カウント」の発表では、2006年3月～2007年2月のイラク民間人死者数は、26,540人 (73人/日)。イラク政府発表でも、6月1241人、7月1652人、8月1771人、3ヶ月間の合計4664人に上る。		
	3月15日	米下院歳出委員会、米軍撤退期限を08年9月1日とする法案可決	3月6日	東京高裁第8民事部から上告提起通知書、届く。
	3月16日	日本政府、イラク特措法2年延長を表明	5月3日	「平和ネットとちぎ」憲法集会 (矢板公民館)
	6月20日	改正イラク特措法成立、イラク派遣2年延長	6月12日	栃木訴訟・最高裁第三小判決 (上告棄却)
	8月8日	アメリカ軍のバクダッド攻撃により、住民11人死亡 (イラク警察発表)	8月26日	自衛隊イラク派兵差止訴訟「8・26全国交流会」
	9月6日	バクダッド攻撃により、住民14人死亡		
	10月21日	サドル・シティ攻撃により、住民13人死亡 2007年中のイラクの空爆は1447回 (2006年の6倍の回数にのぼる)		
	11月	米国防省発表では、2007年に死亡した米兵死者数は852人で過去最高。(2006年は、849人) 開戦から現在までの米兵死者数は、約4000人、重傷者数は、約1万3000人。		
2008 (平成20年)	1月8日	軍事作戦「ファントム・フェニックス」開始		
	1月10日	バクダッドへの大規模集中爆撃 (40箇所)		

Abstract

Hironobu SUGIHARA

To the people it may well seem that this title “Chi-san, Chi-sho” of this paper is excessively erratic in places. But in this paper I have really attempted to deal with a notable new decision of Nagaya-High-Court(17.April 2008) which bears on the main theme of this paper; Constitutional problems on Article 9. and participate of the Self-defence-force in the Iraq war.

My own belief is that the main framework of the decision of the High-Court has more logical, historical and constitutional validity than is sometimes supposed. In the decision the court have clarified and strengthened the Right of Peace significantly and opened the way to an apparently ceaseless stream of “World-Peace without force”.

And the decision makes the citizens more actively conscious of what the Article 9. of Japanese Constitution can do for them. For myself I hope that the other many courts are to hold the scales fairly between government and citizens and might also have a healthy effect.

As an epilogue I have the pleasure of thanking the “Group of the Refusing to participate in the on-going Iraq War and Occupation in Tochigi”.

July, 2008

(2008年6月2日受理)